

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

2020年12月15日時点

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
東京		<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録弁護士集合研修(クラス別研修) ①新規登録弁護士20名及び指導担当の世話人(担任及び副担任)で1クラスを構成する。 ②担任には登録5～10年目の会員が、副担任には登録11年目以上のキャリアを有する会員が就任し、相談しながらクラス運営とゼミの進行を行う。 ③進行方式は、メンバーによる自主運営方式を前提として、全員が参加可能となるようなゼミ方式とする。 ④クラス別研修を全7回開催し、うち3回の出席を義務とする。 ●倫理研修 ●個別研修(一般法律相談・被疑者弁護又は被告人弁護・クレサラ相談) ●会務研修(各種委員会に委員、幹事若しくは参与員又は研修員として1年間参加) 		●独立開業セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ●若手会員総合支援センター 若手会員向けOJT相談会(対象は登録5年未満)、独立開業セミナー、即時・早期独立弁護士交流会の企画・運営や独立開業マニュアル東弁版を作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「指導委託弁護士制度」等の創設・実施の内容変更について (1)チューター制度 即時あるいは早期に独立した弁護士・事務所内独立採算弁護士又は当会に入会予定の司法修習生の中で、希望する方に対して、チューター(弁護士)をマンツーマンで配置し、助言等を行っている。 (2)法律相談センターにおける若手会員のためのOJT法律相談 弁護士登録後5年未満の若手弁護士会員(以下「若手会員」という。)に対し、法律相談に関する技術、事件受任に至る過程における留意点等を総合的かつ実践的に習得する機会を提供することを目的とし、OJT相談を希望する若手会員が、法律相談センターにおいて、指導を担当する弁護士(以下「指導担当弁護士」という。)の指導の下、法律相談業務を行い、相談が継続相談又は直接受任となった場合は、若手会員と指導担当弁護士による共同の事件処理を可能とすることにより、OJTの場を提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「若手相談室」(新進会員活動委員会が運営) この相談室では登録後5年以内の会員を対象に、事務所内の人間関係のトラブル、精神的な悩み、経済的な悩みなど弁護士業務に付随して生じる様々な悩み事と同じく登録5年以内の同委員会委員が相談にのる。 相談方法はメールで相談を受け付け、同委員会委員長が決定した相談担当者2名が面談を行い、アドバイスや関係機関の紹介などを行う。 ●会員サポート窓口(会員サポート窓口運営協議会が運営) この窓口は、若手会員のみならず全会員対象。ベテランの会員が業務に関して生じた問題等につき、助言をする。 ●弁護士業務妨害対策センター(弁護士業務妨害対策特別委員会が運営) 若手会員のみならず全会員対象。弁護士業務妨害に対してアドバイス等の支援活動を行う。 	
第一東京	弁護士就職情報センター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録弁護士研修に基づく研修 ●第一東京弁護士会新規登録弁護士研修運営規則に基づいた研修 ●委員会研修 ●倫理研修 ●個別研修(法律相談・刑事弁護) 	<ul style="list-style-type: none"> ●刑事弁護委員会に、国選弁護に関するマニュアル作成及び受任後のメーリングリスト(登録3年以下M.L.名簿登録者間ML等)を利用した同委員会委員を中心とした相談体制の構築をとっている。 		<ul style="list-style-type: none"> ●若手会員委員会の活動についての情報を提供し、委員会の諸活動への参加を呼びかけている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●班制度 同期関係の構築を目的とし、新規登録弁護士を6つの班に分け、班ごとに勉強会や懇親会等を開催している。また、班長は6人の副会長が担当し、相談等に応じるようにしている。 ●若手会員委員会が若手会員向けスキルアップ研修や若手弁護士に有益な基礎研修を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録弁護士研修としての国選弁護研修を優先的に割り当て、早期に国選弁護事件が受任できるようにしている。 	
第二東京	弁護士業務センター 業務サポートセンター 部会	<ul style="list-style-type: none"> ●第二東京弁護士会の新規登録弁護士研修指導要領に基づいた研修 	<ul style="list-style-type: none"> ●会員サービスサイトに新人向けの情報コーナーを設置している。 ●Niben若手フォーラムによるMLやイベントの開催による若手弁護士間の交流。 		<ul style="list-style-type: none"> ●登録1年目の会員は新人研修の1つとして必ず1つの委員会の委員又は幹事となることを義務づけている。各委員会ではその委員会で行う法律相談やシンポジウムに積極的に新人弁護士を立ち合わせるようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●2011年10月より、指導担当弁護士との共同受任によるOJTを受けられるようにする「指導担当弁護士制度」を立ち上げ、現在も継続中である。 ●第66期司法修習生から、「クラス別研修制度」を実施している。 目的:新規登録弁護士に弁護士としての基本的な法的知識・技術及びマインドを体得させるとともに、新規登録弁護士が相互に知り合う機会を作り、情報交換や仲間意識を強めてもらうこと。そして、先輩弁護士との関係構築がはかれるようにすることで、会の活動・制度に関する理解・関心を高め、弁護士会への参加への求心力を高めることにある。 研修の内容・形式:新規登録弁護士に最低限体得して欲しい事項及び実務に有益な事項を取り扱うものとし、上記目的に鑑み、ゼミ方式の少人数・双方向型の研修とする。 また、登録年数の異なる担任等を配置し、相談しながらクラス運営をすることにより、新規登録弁護士が幅広い層の先輩弁護士と交流できるようにしている。 ●協力弁護士推薦サービスにより、扱ったことのない専門的分野の事件に関して、専門的知識を有する弁護士を紹介、共同受任等すること、若手弁護士でも新たな分野を開拓しやすくするサービス。 	<ul style="list-style-type: none"> ●会費の減額(新人会員の会費を減額) ●登録10年未満の弁護士を対象とした、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、社会保険労務士、不動産鑑定士等が参加する土業交流会の開催。 	
神奈川県	就業問題対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●各種研修の実施 ①必修集合研修(倫理研修を含む)→刑事弁護、法律相談ガイダンスなど ②連続集合研修(全7回)→不動産問題、相続、遺言問題など ③個別研修→法律相談、総合相談、多重債務相談、離婚相談、相続相談のいずれかについて2回(6件) ④会務研修→当会委員会への出席。3回以上の出席が必要。 ⑤行事への参加→当会、日弁連の行事に積極的に参加すること。 				<ul style="list-style-type: none"> ●若手会員育成支援委員会がチューターを選任し、若手の支援にあっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●即時・早期独立弁護士に限り、個別事件に關しても「会員サポート窓口」に相談できることとしている。 ●会費の減額(修習修了2年未満の会員の会費を減額)。 	

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

2020年12月15日時点

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
埼玉	チューター制度運営委員会、研修委員会、刑弁センター運営委員会	●研修委員会において実施	●チューター制度運営委員会において新人用のMLを開設		①チューター制度運営委員会において、1年間(毎年2月～1月)、新人を約10名ごとの班に分け、各班ごとに4名チューターを配し、年4～6回程度の研修・懇親会を開催し、MLを開設するなど、新人の支援に当たっている(チューターは毎年公募)。 ②刑事弁護センター運営委員会において、即独弁護士については指導担当弁護士を一定期間選任するなどのフォローを行っている。	●チューター制度あり。		●各種法律相談担当者名簿や当番・国選名簿への登録にあたり、それぞれ研修受講が要件となっており、新人にとって恰好の研修の場となっている。
千葉県	新人弁護士等支援委員会	研修委員会において、毎年1月に3日間の研修を実施。	チューター制度に参加した新人を対象に、連絡・質問用のメーリングリストを開設している。		●新人弁護士等支援委員会において、新人一般を対象に、チューター制度を実施している。チューター制度の具体的な内容としては、参加希望のあった新人を10名程度で班分けし、そこに3名のチューターを配置して、年5回程度の勉強会・懇親会を開催している。	●即独弁護士に対して指導担当弁護士をつけて、適時相談できるようにしている(期間1年間)。		●法律相談担当、国選登録等の早期化。 ●司法修習修了後2年未満の会員の会費を2年間半額に減額。
茨城県		●新規登録弁護士への研修制度を規則化						
栃木県		栃木県弁護士会新規登録弁護士研修規則に基づく研修						
群馬	研修委員会					●「即独サポート制度」を作り、即独者1名につき、会員2名を相談担当としている。 ●チューター制度あり		
静岡県	研修委員会	静岡県弁護士会新規登録弁護士研修規定及び静岡県弁護士会新規登録弁護士研修規則に基づく研修を実施している。なお、同研修は、集合研修と個別研修を行っているが、個別研修は『指導委託弁護士制度』等の創設・実施の欄に記載したものと同一制度である。		●毎年、ベテラン、中堅、若手の3名のチューターを選任し、登録1年目の弁護士を対象として、年に2回程度、研修会を実施している。		●事務所を主宰する弁護士が指導担当となって、民事相談20件、民事・家事弁護士研修各1件、刑事事件(当番弁護士、被疑者国選、被告人国選各1件)を実施して、報告書を上げる方式で研修を実施している。即独弁護士については、弁護士会会長が指導担当弁護士を選任することになっている。		
山梨県	研修委員会				新入会員向け研修を各委員会において実施している。			
長野県		研修委員会において実施				●チューター制度を実施。		
新潟県		新規登録弁護士研修に関する会規及び実施規則に基づき研修を実施している。				●チューター制度を実施。 ●相談窓口の設置。		

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

2020年12月15日時点

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
大阪	厚生・会員サポート委員会	大阪弁護士会新規登録弁護士研修規程及び同新規登録弁護士研修実施規則に基づく研修を実施。	●メーリングリストで、事件受任後の法律事務の処理などについての助言、意見交換を行っている。			<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録後2年未満の新人独立弁護士等が、会長から委託を受けた支援担当弁護士による指導を最長1年間受けられる指導委託制度を運用している。支援担当弁護士の事務所等で指導を受けることができるほか、自分の個人事件についての質問や支援担当弁護士の事件の共同受任が可能。期間中の指導日数、指導時間等は当事者で協議する。支援担当弁護士は無償の公益活動。新人独立弁護士への報酬支払は義務としない。 ●年2回、新人独立弁護士等を対象に、当会の支援制度を紹介する説明会を開催している。 ●登録後1年を経過しない新人弁護士(裁判官又は検察官を退官した後、登録をした者を除く)を対象に、1グループ20名程度に分け、新人弁護士間の交流及び新人弁護士以外の会員との交流の機会を提供するとともに、弁護士の実務に必要な知識及び技能の習得に寄与することを目的として、グループ別交流会を実施している。 		<ul style="list-style-type: none"> ●入会に際して、会館負担金会費の納入方法として、一括払いのほかに次の二通りの分割払いの申請が可能(司法修習終了後1年以内に入会された方。) ①登録の際に20万円を支払い、登録後半年以内に20万円を支払う。 ②入会日を基準に1年以内に10万円、同2年後までに10万円を、同3年後までに10万円を、同4年後までに10万円をそれぞれ支払う。 ●入会に際して、会館特別会費の一部納入延期・全部納入延期の申請が可能。 ●司法修習終了後4年以内の会員について、一般会費の減額措置がある。 ●図書館の入口付近に新人独立弁護士に有用・有益な図書を開架している。
京都	若手会員支援委員会	京都弁護士会新規登録弁護士研修規程及び同新規登録弁護士研修規則に基づく研修を実施	新規登録弁護士メーリングリスト(登録義務)を設置。相談役弁護士も加盟し、助言等を行っている。		若手会員支援委員会	即時・早期独立弁護士にチューターを選任するチューター制度の創設を検討している。		新規登録弁護士経験交流会を開催(登録から1年内に1度)。
兵庫県	研修委員会 弁護士業務委員会	●新規登録弁護士研修(①集合研修②個別研修③会務研修)※即独立弁護士に限定しない		即独者(及び希望者)に対してガイダンスを行っている。		指導担当弁護士を研修委員会が指名(即時・早期独立弁護士の場合)し、個別研修において指導する。		
奈良	総務委員会(研修部門)	新規登録弁護士研修実施規則に基づく研修を実施(総務委員会(研修部門))						
滋賀	現在は設けていないが、今後、増加すれば組織の設置を検討する。	本会の新規登録弁護士研修指導に基づいた研修を検討中。				指導担当弁護士を定め、マンツーマンで指導・助言にあたる指導委託弁護士制度の実施。		
和歌山	研修委員会、即時・早期独立弁護士支援制度運営委員会	●新規登録弁護士研修(①集合研修②個別研修③会務研修)※即時・早期独立弁護士に限定しない				<ul style="list-style-type: none"> ●指導担当弁護士を委員会が指名(即時・早期独立弁護士の場合のみ)し、個別研修において指導する。 ●チューター制度の創設(対象者(当会入会時点で登録後1年未満の者で、他の法律事務所に所属しない会員)からチューター制度利用申込みがあれば、委員会が2名のチューターを選出し、チューター選任後最大1年間、助言・指導を行う。 		●チューター2名のうち、1名は新規登録弁護士の指導担当弁護士をチューターとすることが可能

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

2020年12月15日時点

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
愛知県	若手会員育成支援特別委員会、研修センター運営委員会、司法修習委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録弁護士研修規程並びに新規登録弁護士研修実施規則に基づく研修を実施している。①集合研修、②個別研修(法律相談研修、刑事弁護研修(事件を2件以上受任した上で、経験交流会に出席する)、少年付添人研修(事件を1件以上受任した上で、経験交流会に出席する)、人権研修(人権侵犯事件の調査及び処理、外国人相談、野宿者相談、精神保健相談のうち、少なくとも1つに従事した上で、経験交流会に出席する)、③会務研修から構成されている。 ●「集合研修」には、必修科目と選択必修科目があり、毎年1月下旬から2月中旬に「第1回集合研修」(弁護士自治等の必修科目)、7月頃に「第2回集合研修」(選択必修科目)、10月頃に「第3回集合研修」(選択必修科目+経験交流会)、3月頃「第4回集合研修」(選択必修科目+経験交流会)が実施される。会務研修は、委員会1つ以上に所属し、本会総会、中弁連大会、定期総会、人権擁護大会のうち1つ以上に参加し、報告書を提出することとされている。 			<ul style="list-style-type: none"> ●司法修習委員会が司法修習生向けに企画する就職説明会や就活応援パーティを早期独立開業弁護士に事実上紹介し、参加可能な運用としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●会長から委嘱された新入会員を支援する弁護士(チューター)が当会に弁護士として初めて登録した新入会員(ただし弁護士・裁判官の実務経験を1年以上経過したものを除く)を10名程度に分けたグループの担当となり、原則として1年間、新入会員が主体となって開催する勉強会および懇談会に出席し、もって新入会員相互間及びチューターとの交流を図り、弁護士としての業務遂行に必要な能力・資質の涵養および会務等の情報交換の場とする。なお、新入会員には規則上、出席努力義務が課せられている。 ●グループごとにメーリングリストを作成している。 ●司法修習終了後、既存の法律事務所所属せずに独立した弁護士である会員及び既存の法律事務所所属した後に1年を経過しない独立した弁護士である会員であって、弁護士登録後1年6か月を経過しないもの(裁判官又は検察官を退官した後、弁護士登録した者を除く。)は、支援担当弁護士の法律事務所に向向き、支援担当弁護士の指導の下、法律相談、事件処理等を行う。指導日及び指導時間は、1日5時間、週5日を超えないものとされている。支援担当弁護士による指導は、無償である。新人独立弁護士からは、報酬を請求できないとされている。 		<ul style="list-style-type: none"> ●会長から委嘱された相談員が弁護士としての登録5年以内の会員の職務及び業務に関して生じた問題について相談に応じるサポート窓口制度が実施されている。
三重		<ul style="list-style-type: none"> ●経験1年未満の会員に対し、集合研修、会務研修、指導担当弁護士による個別研修を実施。 ●研修委員会で指導担当弁護士を選任可。 	<ul style="list-style-type: none"> ●業務依頼メーリングリストによる事件受任、刑事弁護・消費者問題MLによる情報交換が可能。 ●会員登録3年以内に限定した若手弁護士支援メーリングリスト開設。 ●その他各委員会がメーリングリストを設置。 					
岐阜県	即独対応PT				<ul style="list-style-type: none"> ●委員会活動や個別の弁護士による一般的支援。 			
福井	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ●会務研修などがあるが、特に独自のものは無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全員参加型のメーリングリストあり。 	<ul style="list-style-type: none"> ●即独者を対象にしたものはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修委員会により、登録2年目までは、3ヶ月に1度の懇親を含んだ研修を行う。ただし、任意参加であり、即独には限定していない。また、刑事弁護委員会によるチューター制度により、国選弁護について最低1件について、指導を行うようにしている。 		<ul style="list-style-type: none"> ●なし 	<ul style="list-style-type: none"> ●当会では、現在のところ、新人と即独を特に区別をしていない。
金沢	研修委員会				<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録弁護士に対する研修会を行ったり(集合研修)、研修指導担当弁護士による指導(個別研修)を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録指導担当弁護士制度 		
富山県		新人弁護士対象研修会の実施	メーリングリストによる情報提供					<ul style="list-style-type: none"> 有志による判例研究会 ●法律相談立ち会い制度 ●登録8年目までの若手対象の弁護士紹介制度

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

2020年12月15日時点

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
広島		●研修委員会において2日間実施			●刑事弁護センター委員会において研修会、希望者へのOJT研修(当番弁護士への同行)を実施			●即時・早期独立開業弁護士から要請があった場合に、弁護士会がチューター弁護士を選定し、即時・早期独立開業弁護士からの質問・相談等に対応している。
山口県		●新人弁護士研修ガイドラインに基づき、2月の新入会員オリエンテーションのほか、各委員会等の主催で各種研修を実施している。	●新人弁護士メーリングリストでは、4年目程度までの会員の希望者が加入でき、質問を行えば、各委員の委員長クラスの回答担当会員が回答を速やかに行うことになっている。		●就職部会の担当弁護士が相談にあっている状況である。			●チューター制度あり。対象者は、新人弁護士であって(原則、法曹経験3年未満の者に限る。)、即独、早期独立、または、委員会が相当と認めた者で希望した者につけることにしている。
岡山	執行部		●独立相談メーリングリストを設置。		●個別相談窓口を設置			●即時早期独立開業弁護士のうち希望者に対して個別指導弁護士を選任するチューター制度を設置。
鳥取県								●研修委員会による、新規登録弁護士を対象とした刑事弁護説明会を実施。
島根県	新規登録会員支援PT、研修委員会	●新規に登録した会員の研修を、1月頃に新入会員研修として実施(即独の有無にかかわらず)。 ●日弁連の研修ガイドラインにそって個別研修の必須項目と会務研修を実施。			●当番弁護、被疑者国選弁護、弁護士会主催の法律相談センター担当の割り当てについての配慮(即独の有無にかかわらず)。	●勤務弁護士の場合は所属する事務所の会員が指導・サポートを行うが、即独弁護士に対しては指導委託を実施しサポートしている。		●司法修習生の修習を終えて入会した、修習を終わってから満3年を経過しない会員については会費を半額としている(即独の有無にかかわらず)。
福岡県	研修委員会 新人研修PT	●新規登録弁護士研修指導要領に基づいた研修を実施。			●即時・早期独立マニュアル福岡版を作成済。	●主任及び個別指導弁護士制度を創設済。		
佐賀県		●新入会員研修(1～2日)			●各委員会が、新入会員向け研修を随時実施。			●即独立ないし早期独立の弁護士に対し、中堅以上の弁護士2名を指導担当弁護士として指名し、事件処理、事務所運営等についての助言をいつでも求められるようにし、事件の共同受任も積極的に行っていたり、指導担当弁護士に要請している。
長崎県								
大分県								
熊本県		●新規登録弁護士研修の実施(2日間)						●若手弁護士向けの独自の勉強会の開催。 ●法律相談センターでの相談担当の前提として模擬法律相談を実施。
鹿児島県						●チューター制度を実施。 2か月に1回程度を目処に、新規登録(1年目)会員、登録3年未満かつ独立1年未満の会員を対象とする勉強会を開催。		

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

2020年12月15日時点

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
宮崎県		●新入会員ガイダンス(執行部主催) ●新規登録弁護士研修(研修委員会主催) ●実務研修(各種委員会主催)			新入会員の刑事弁護活動支援(担当:刑事弁護委員会)	<p>《その1》若手弁護士支援チューター制度</p> <p>登録10年未満、10～20年、20年以上の3世代から、1～2名ずつチューター委員となり、若手会員と10名弱のグループを構成し、年に数回、勉強会を行う。テーマは自由で、勉強会の後には懇親会も行われる。</p> <p>《その2》刑事弁護委員会によるチューター制度</p> <p>【活動の概要】刑事弁護委員会において、新入会員の刑事弁護活動の支援のためにチューター制度を実施。新人弁護士1名に対し、担当者(チューター)1名をつけ、以下の指導を行っている。</p> <p>【指導方法】</p> <p>(被疑者段階)新人は事件を受任した際にチューターへ事件の概要を報告。新人は勾留に対する準抗告、勾留延長に対する準抗告を行う。事案によっては勾留理由開示請求も行う。事件に関して動きがあれば(被害者や検察官と連絡をとった、取調べに関する問題が発覚した等)、それに対する対応方針も含め、新人から報告。チューターは対応方針についてのアドバイスを行う。</p> <p>(被告人段階)被告人段階においても、新人から適宜報告や質問がなされるので、アドバイスを行う。可能であれば公判期日を傍聴する。</p> <p>新人及びチューターは、事件終了後、刑事弁護委員会宛ての報告書を作成する。</p>		
沖縄			●若手弁護士と執行部とでメーリングリストを作っている。若手弁護士から、独立に関する相談があれば、このメーリングリストが活用されることとなると思われる。			<p>1 「若手独立弁護士に対する指導委託」として、原則として弁護士の新規登録後5年未満に独立した本会に所属する弁護士である会員(若手独立弁護士)に対する指導を他の会員に委託する制度を設けました。</p> <p>2 若手独立弁護士の指導を行う指導受託弁護士2名体制となっています。弁護士としての経験年数が、①15年以上の弁護士、②5年以上15年未満の弁護士という構成で選定されることになります。</p>		
仙台								
福島県	業務改革・研修委員会	●新規登録弁護士研修(担当:業務改革・研修委員会) ただし、即時・早期独立弁護士に限定しない。				●即時独立弁護士に対して、1名の個別指導弁護士をつけている。		●当会では新規登録弁護士研修を実施している(即時・早期独立等に限らない)、いわゆるボス弁がない新規登録弁護士に対しては新規登録弁護士研修規則等に基づいて個別指導担当弁護士も選任しています。
山形県	新規登録等支援委員会	●新規登録等支援委員会規則、新規登録弁護士研修規則、新規登録弁護士研修規則に基づいた研修を実施。			●個別に相談があったときには委員会で対応。	●即時独立開業弁護士に対して、2名の個別指導弁護士を付ける。		
岩手	新規登録弁護士等対応委員							●基本的には個別に相談があった時点で具体的な対応を検討する。
秋田		●新規登録弁護士研修(※即時・早期独立開業弁護士に限定するものではない。)						
青森県		●新規登録弁護士に対する研修の義務化。						

